

岡山駅東西連絡通路デジタルサイネージ等設置事業 募集要項

1 趣旨

岡山駅東西連絡通路に、岡山市の情報発信や民間広告を掲出する事業者(以下「設置事業者」という。)を企画競争方式により募集します。

岡山駅東西連絡通路においては、現在、前回の最適提案者によりデジタルサイネージ等が設置してありますが、設置期間が令和5年3月31日で満了となります。岡山駅東西連絡通路デジタルサイネージ設置事業(以下「設置事業」という。)を継続するため、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの設置事業者を新たに募集するものです。

この連絡通路は、岡山駅東西地域を結ぶ通路であるだけでなく、岡山市への玄関口にあたり、県内外から多くの人が行き来し、いわゆるコロナ禍以前は、岡山駅東口・西口広場ではイベントも開催されるなど、中心市街地の活性化やにぎわいの創出にも寄与していました。

現在は、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、人流の抑制が生じていますが、既に人流は回復基調にあり、令和5年4月1日からの5年間で岡山駅周辺にも再びかつてのにぎわいが戻ってくるものと思われれます。

そこで、本市は再度、民間活力を活用することで、デジタルサイネージ等を設置し、本市のPR動画やイベント情報等を発信するとともに、民間広告を掲出することにより、多くのにぎわいをもたらすとともに、歩いて楽しい空間を引き続き目指したいと考えています。

2 施設の概要

(1) 広告物掲載場所 岡山駅東西連絡通路 ……別図 1

(2) 広告物掲載可能な施設

①改札口側壁面(西口広場～中央改札口) L=34.8m

・ショーケース 5 か所及び壁面 計 18.6 m²

S1,S4: 3.335m×1.365m、 S2,S3: 2.148m×1.365m、 S5: 1.673m×1.365m

・デジタルサイネージ設置要望箇所 6 列 12 面

②改札口側壁面(中央改札口～新幹線乗降口) L=18.3m

・デジタルサイネージ設置要望箇所 3 列 6 面

③さんすて側壁面(西口広場～さんすて南館入口) L=34.8m 及び 18.3m

・デジタルサイネージ設置要望箇所 9 列 18 面

3 事業概要

(1) 掲載広告物の規模

①改札口側壁面(西口広場～中央改札口) ……別図 2

・壁面広告物: ショーケース 5 か所及び壁面

ショーケースにデジタルサイネージを設置する場合、モニターについては S2 と S3、S4 と S5 において一体利用を可能とする。

・突出し広告物: 6 列 12 面 最大突出し幅 1.5m、ただし垂れ壁下端までとする。

②改札口側壁面(中央改札口～新幹線乗降口)

・突出し広告物:3列6面 最大突出し幅 1.5m、ただし垂れ壁下端までとする。

③さんすて側壁面(西口広場～さんすて南館入口)

・突出し広告物:9列18面 最大突出し幅 1.5m、ただし垂れ壁下端までとする。

※なお、突出し広告物については、デジタルサイネージを設置とする。

※当施設は岡山市屋外広告物条例の特例が適用されるため突出し広告物については1壁面2列以上でも可。また壁面広告物については同一意匠、同一広告物でも1壁面1つ以上でも可とする。

(2) 事業内容

「岡山駅東西連絡通路デジタルサイネージ等設置事業仕様書」別紙1のとおり

(3) 事業期間

協定締結日(令和4年12月中旬以降)から令和10年3月31日までとし、広告掲載開始月(令和5年4月以降)までは、デジタルサイネージ等の機器設置や広告主募集等に伴う準備期間とする。なお、令和5年7月1日までは広告掲載を開始するものとする。ただし、設置事業者の責めに帰すべき理由によらず、遅延する場合は別途協議する。

4 広告物の掲載について

広告物の掲載にあたっては、岡山市屋外広告物条例及び岡山市屋外広告物規則に基づき、岡山市景観審議会の議を経て許可を受け、岡山市広告掲載要綱及び岡山市広告掲載基準に基づき、掲載前に岡山市広告審査委員会で広告掲載内容の審査を行い、承認を得たもののみ掲載するものとする。

※なお、デジタルサイネージの稼働時間の一割程度を、公共利用のため岡山市の広告枠として、無償で確保すること。

5 応募資格

設置事業者は、次に示す一定の要件を満たし、社会的信用及び実績を有する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定及び岡山市契約規則第2条第1項に該当する者でないこと。
- (2) 応募申込書の提出日から契約の相手方として決定するまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (3) 国税及び市町村税を滞納している者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)に定める暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 岡山市広告掲載基準第3条の規定に該当する者でないこと。
- (7) 広告の企画・製作及びデジタルサイネージ等の設置の実績を有していること。
- (8) 岡山市内に本社、支社又は営業所等、事業活動の拠点があること。

※共同事業体についても可とする。

6 日程

ホームページ公告掲載(募集要項等)・・・令和4年10月19日(水)～11月22日(火)

質疑書の受付	令和 4 年 10 月 19 日(水)～11 月 4 日(金)
質疑書に対する回答	令和 4 年 11 月 11 日(金)までに ホームページにて回答
企画提案書の提出締切	令和 4 年 11 月 22 日(火)
プレゼンテーションの実施	令和 4 年 11 月 30 日(水)予定
最適提案者への通知	令和 4 年 12 月上旬
協議・協定書締結	令和 4 年 12 月中旬以降
広告掲載開始	令和 5 年 4 月 1 日以降

7 仕様書等の交付方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他>令和4年度)からダウンロードすること。

■アドレス (<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-14-0-0-0-0-0.html>)

8 募集に関する質疑の受付

募集内容に関する質疑の受付方法は、以下のとおりとする。

(1) 質疑書受付期限

令和 4 年 11 月 4 日(金) 午後 5 時まで(必着)

※受付期限を過ぎた質疑書は、受け付けないため注意すること。

(2) 質疑書の提出方法

質疑書(様式 7)により、ファックスまたは電子メールで提出すること。収受を確認するため、送付した旨を本市担当者に電話連絡(086-803-1367)すること。(電話、口頭による質問は受け付けない。)

■ファックス: 086-803-1740

■電子メール: toshiks@city.okayama.lg.jp

※件名は「質疑書(岡山駅東西連絡通路)」としてください。

(3) 回答方法

令和 4 年 11 月 11 日(金)までに 岡山市ホームページにて回答

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他>令和4年度)にて掲載します。

■アドレス (<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-14-0-0-0-0-0.html>)

9 応募方法等

(1) 申込受付期限

令和 4 年 11 月 22 日(火) 午後 5 時まで(必着)

(2) 申込受付場所

岡山市役所 都市整備局 都市・交通部 都市企画総務課(岡山市役所本庁舎 6 階)

(3) 申込方法

持参又は郵送により提出すること。

※ファックスや電子メールによる提出は受理しません。

① 持参の場合

土日祝日等の閉庁日を除く午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで。

② 郵送の場合

一般書留、簡易書留及び配達記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

※申込受付期間を過ぎて到着したもの及び、一般書留、簡易書留及び配達記録郵便以外の方法で郵送されたものは失格とする。

(4) 申込みに必要な書類

下記書類のうち、⑩企画提案書を13部、それ以外の書類を1部提出してください。

- ①申込書(様式1)
- ②設置事業者の応募に係る誓約書(様式2)
- ③広告事業の実績書(様式3)
- ④印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のものに限る。)
- ⑤商業登記簿謄本の履歴事項全部証明書の写し(発行後3ヶ月以内のものに限る。)
- ⑥会社概要(様式は任意)
- ⑦国税及び市町村税を完納していることを示す証明書(発行後3ヶ月以内のものに限る。)
- ⑧岡山市暴力団排除基本条例に係る誓約書(様式4)
- ⑨価格提案書(様式5)
- ⑩企画提案書(様式6)(企画提案用説明資料13部(社名が入ったもの…1部

社名が入っていないもの…12部)

※企画提案書は、「企画提案書に記載すべき内容(別紙2)」を熟知した上で作成すること。

※企画提案用説明資料12部(社名が入っていないもの)については、商標等会社が特定できる内容は記入しないこと。やむを得ず記入する場合は、黒塗りにするなど分からないようにしてください。

(5) 価格提案書(様式5)に記入する施設活用料

- ①提案価格は当該事業の施設活用料(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)の年額とする。
- ②提案価格について年額33,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を最低価格とし、最低価格に達しない提案価格を記載した企画提案書は無効とする。
- ③消費税率が引き上げられた場合、施設活用料についても、引き上げられた消費税率に基づき算出し直した額を支払うものとする。
- ④なお、当該事業の施設活用料については、「10 設置事業者の特定について」において最適提案者として特定した者が提案した価格とする。

(6) その他の留意点

- ①上記の「(4) 申込みに必要な書類」提出後は修正及び加除は一切認められないため、本募集要項及び質疑に伴う回答等を十分確認のうえ、提出すること。
- ②企画提案書用説明資料の様式は自由とし、サイズは原則A4とする。
- ③本件の申込みに要する費用は、全て応募者の負担とする。
- ④企画提案書用説明資料に、提案した壁面等に設置する設置物全体の表示面積を記載すること。
- ⑤広告に係る電気料金や通信費、機器等の設置にかかる費用は、設置事業者の負担とする。

10 最適提案者の特定について

(1) 審査体制

企画競争方式により募集することとし、岡山駅東西連絡通路広告事業者審査委員会(以下「委員会」という。)で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者(次点)を特定する。

(2) 審査方法

①委員会は、企画提案書等の提出書類及び提案者のプレゼンテーションにより、審査項目について審査を行う。

②委員会は、評価基準をもとに各委員 200 点満点で採点し、その平均点により最適提案者及び次順位の提案者を特定する。

ただし、一定の評価(合計満点の6割)に達する提案者がいない場合は、適切な事業者(提案者)なしとし、再募集を行うものとする。

(3)プレゼンテーションの実施

プレゼンテーション時間は1事業者につき20分以内とする。その後、審査委員による質疑応答を10分程度行う。

(4)審査項目及び評価基準 (別紙2参照)

※各委員の持ち点は合計200点であり、出席委員の合計点を評価得点とする。

審査項目	評価基準	
(1)企画内容等	① 募集の趣旨及び設置目的の理解度	20/200
	② ディスプレイの表示内容及びレイアウト等のデザイン構成	20/200
	③ 販わい創出及び公共への寄与	30/200
	④ デジタルサイネージ機器等のデザイン及び東西連絡通路との調和	30/200
	⑤ 広告主の募集選定方法の合理性	10/200
	⑥ 掲載情報の更新、機器の保守・点検等	20/200
(2)事業遂行能力	⑦ 同種事業の実績	10/200
	⑧ 準備作業を含む事業全体のスケジュール	10/200
	⑨ 問い合わせ等への対応体制及び方法	10/200
(3) 施設活用料	⑩ 市へ支払う施設活用料(年額) 【算定式】提案価格÷最高提案価格×40 ※小数点以下切り捨て	40/200

11 特定結果の通知

最適な提案者に対し提案書を特定したことを書面で通知する。

特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知する。

12 申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 申込受付期間を過ぎて申込みに必要な書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不備の記載があった場合
- (3) 「5 応募資格」を満たさなくなった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 正当な理由なく、応募者がプレゼンテーションに出席しない場合
- (6) 応募者提案の施設活用料の額が、最低価格の額を下回っている場合。
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、特定委員会委員長が失格で

あると認めた場合

13 協定書の締結等

- (1) 本市は、委員会で特定された最適提案者と協議し、提案内容を反映した協定書を締結することにより、設置事業者として正式に決定する。
- (2) 最適提案者は、特定後速やかに協定書締結にむけて本市と協議し、協力すること。
- (3) 協定書締結後は、本市の指示に基づき速やかに行政財産目的外使用許可の申請をすること。
- (4) 本市は、最適提案者と協議が整わない場合または前項の失格項目に該当した場合は、次順位の提案者と協議を行うこととする。

14 その他留意事項

- (1) 提出書類の著作権は申込者に帰属する。ただし、岡山市が本件の報告、説明、公表等のために必要となった場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 提出書類は一切返却しない。
- (3) 提案書は、岡山市情報公開条例(平成 12 年市条例第 33 号)に規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を含む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。
ただし、提案書特定期間中は、同条例第 5 条第 1 項第 2 号の規定により、開示の対象とならない。

【申込受付場所及び問い合わせ先】

岡山市 都市整備局 都市・交通部 都市企画総務課（岡山市役所本庁舎 6 階）

担当: 山本・小坂田

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話番号: (086) 803-1367(直通)

FAX: (086) 803-1740

電子メール: toshiks@city.okayama.lg.jp